

高齢者交通事故防止運動

【問合せ】環境交通課

☎773-6666

実施期間 10月1日(木)～31日(土)
スローガン 「ひろげよう 長寿社会へ 無事故の輪」

運動の重点
・高齢運転者の交通事故防止
・道路横断時の安全確認と夜光反射材の積極的な活用
・早めのライト点灯と上向き・下向きのこまめな切替え



高齢者が歩行中に遭う交通事故は、10月から年末にかけての夕暮れ時に集中して発生しています。夜光反射材を積極的に活用し、交通事故を防止しましょう。

10月は土地月間

【問合せ】都市計画課 都市計画係

☎773-6662

国土利用計画法では、法定面積以上の土地取引を行った場合、土地の

権利取得者は契約締結から2週間以内に、市役所を通じて県知事に届け出ることが定められています。

届出の内容

土地の面積や利用目的など

届出が必要な土地取引面積

・都市計画区域…5,000㎡以上
・都市計画区域外…10,000㎡以上

中小事業者などが所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を軽減します

【問合せ】税務課 資産税班

☎773-6668

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などの税負担を軽減するため、中小事業者などの保有する家屋や設備の固定資産税を、令和3年度分限り、事業収入の減少幅に応じて軽減します。

対象となる中小事業者など

- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ・資本金額または出資金額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社除く)の法人

軽減制度の概要

軽減対象

事業用家屋と設備などの償却資産に対する固定資産税

軽減率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月の事業収入の対前年同期比の減少率によって次のとおり軽減します。

- ・50%以上の場合…全額免除
- ・30%以上50%未満の場合…2分の1軽減

申告方法など
次の書類を持参して、税務課 資産税班に申告してください。

提出書類

- ① 認定経営革新等支援機関等(注)から確認を受けた申告書(原本)
- ② 収入減を証する書類、事業専用割合が分かる資料など確認を受ける際に提出した書類一式(コピー可)
- ③ 特例対象資産一覧(毎年行われる申告をもって提出とします)

(注) 認定経営革新等支援機関等とは

- ・認定経営革新等支援機関…認定を受けた税理士・会計士・中小企業診断士、金融機関など
- ・認定経営革新等支援機関に準ずるもの…都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会

申告期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)まで

申告書類

申告書、記載例は市のウェブサイト(「新型コロナ、固定資産税」で検索)からダウンロードできます。
※詳しくは、中小企業庁のウェブサイト(「固定資産税」で検索)をご確認ください

軽減の流れ (イメージ)

